

豊橋市障害者等日常生活用具費支給実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条に基づく日常生活用具（以下「用具」という。）の購入に係る費用の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象者)

第 2 条 用具の購入に係る費用（以下「用具費」という。）の支給を受けることのできる者は、法第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）であって、本市に居住する在宅の者とする。

2 前項に規定する障害者等のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者にあつては、同法第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付された者に限る。

3 第 1 項に規定する障害者等のうち法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病にあつては、厚生労働大臣が告示で定める特殊の疾病がある者（以下「難病患者等」という。）に限る。

(支給の対象となる用具の種目及び障害並びに用具費の基準額)

第 3 条 支給の対象となる用具の種目及び障害並びに用具費の基準額は、日常生活用具費支給基準表（障害者（児）用）（別表第 1）及び日常生活用具費支給基準表（難病患者等用）（別表第 3）によるものとする。

(支給の対象となる住宅改修の範囲及び障害並びに住宅改修費の基準額)

第 4 条 用具のうち支給の対象となる居宅生活動作補助用具の設置に伴う小規模な住宅改修（以下「住宅改修」という。）の範囲及び障害並びに住宅改修の費用（以下「住宅改修費」という。）の基準額は、住宅改修費支給基準表（障害者（児）用）（別表第 2）及び住宅改修費支給基準表（難病患者等用）（別表第 4）によるものとする。

(日常生活用具費の他の給付との調整)

第 5 条 障害者等が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は同法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者であり、同法第 8 条第 12 項に規定する福祉用具の貸与又は同法第 44 条第 1 項に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給を受けることができるときは、同一種目の用具を支給の対象としないものとする。

2 障害者等が居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の要件に該当する場合で、同法第 27 条第 1 項に規定する要介護認定又は同法第 32 条第 1 項に規定する要支援認定に係る申請をし、かつ、当該申請が却下されたときは、当該用具費を支給するものとする。

3 難病患者等のうち、身体障害者手帳所持者への用具費の給付は、日常生活用具費支給基準表（障害者（児）用）（別表第 1）によるものを優先とする。ただし、身体状況等によって必要と判断できる場合は、日常生活用具費支給基準表（難病患者等用）（別表第 3）による給付も可能とする。

(住宅改修費の他の給付との調整)

第 6 条 障害者等が前条第 1 項による居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であるときは、住宅改修費を支給しないものとする。ただし、別表第 2 及び別表第 4 に掲げる住宅改修の範囲において 20 万円を超える改修をする場合については、20 万円を超えた額に限り対象とし、別表第 2 及び別表第 4 の規定にかかわらず基準額を 10 万円として支給するものとする。

2 障害者等が居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の要件に該当する場合で、要介護認定又は要支援認定に係る申請をし、かつ、当該申請が却下されたときは、当該住宅改修費を支給するものとする。

3 難病患者等のうち、身体障害者手帳所持者への住宅改修費の給付は、住宅改修費支給基準表（障害者（児）用）（別表第 2）によるものを優先とする。ただし、身体状況等によって必要と判断できる場合は住宅改修費基準表（難病患者等用）（別表第 4）による給付も可能とする。

(支給の申請)

第 7 条 用具又は住宅改修（以下「用具等」という。）に係る費用（以下「用具費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具費支給申請書（様式第 1）を、申請者のうち市町村民税の賦課期日に本市以外の市町村に住所を有していた者は日常生活用具費支給申請書（様式第 1 - 1）を豊橋市福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出するとともに、負担上限月額（第 12 条第 3 項に規定する負担上限月額をいう。）の算定のために必要な事項に関する書類を添付しなければならない。ただし、所長が、当該書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

2 前項の規定による申請をする場合において、当該各号に定める書類を添付しなければならないものとする。

- (1) 用具の概要を明らかにするもの（排泄管理支援用具及び住宅改修費を除く）及び第 11 条に規定する業者が作成する見積書
- (2) 日常生活用具費意見書（障害者（児）用）（様式第 2）（ただし、別表第 1 で意見書を必要とする場合に限る。）
- (3) 日常生活用具費意見書（難病患者等用）（様式第 2 - 1）（ただし、現に障害福祉サービスの介護給付費に関するサービスを受けており症状等の確認が可能であるときを除く）
- (4) 日常生活用具・支給誓約書（人工内耳用音声信号処理装置）（様式第 2 - 2）（ただし、障害者等が人工内耳用音声信号処理装置を必要とするとき）
- (5) 日常生活用具費意見書（自家発電機等用）（様式第 2 - 3）（ただし、障害者等が自家発電機等を必要とするとき）
- (6) 日常生活用具・支給誓約書（自家発電機等）（様式第 2 - 4）（ただし、障害者等が自家発電機等を必要とするとき）
- (7) 住宅改修費の給付申請においては改修内容を明らかにする改修前の写真、平面図
- (8) その他市長が必要と認めた書類

(支給の決定等)

第 8 条 所長は、第 2 条から第 6 条までの規定により用具費等の支給を
適当と認めた場合は、日常生活用具費支給決定通知書（様式第 3）に
より申請者に通知するとともに、日常生活用具費支給券（様式第 4）
を申請者に交付するものとする。

2 所長は、第 2 条から第 6 条までの規定により支給の必要がないと認
めた場合は、日常生活用具費支給却下決定通知書（様式第 5）により
申請者に通知するものとする。

3 所長は、申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、
次の申請者の申請により支給券を一括交付できるものとする。

(1) ストーマ装具、紙おむつ等及び収尿器は、暦月を単位として 2 月
ごとに支給券 1 枚を交付すること。また、申請 1 回につき 3 枚まで
一括交付すること。

(2) 洗腸装具は、申請 1 回につき 6 月分を一括交付すること。

4 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず歩行補助つえ、頭部保護帽、点字器、
人工喉頭及び排泄管理支援用具（収尿器を除く。）は、障害者等が在宅
でないときにおいて、所長が適当と認めるときは、支給の対象とする
ことができる。

(記録の整備)

第 9 条 所長は、日常生活用具費支給台帳（様式第 6）を備え、必要な
事項を記載しておくものとする。

(支給の限度)

第 10 条 同一種目の用具費の再支給は、別表第 1 及び別表第 3 に定め
る耐用年数に規定する期間を経過していない場合は、支給しないもの
とする。ただし、当該期間を経過する前に、天災その他やむを得ない
事由による修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限
りではない。

2 別表第 1 及び別表第 3 に定める耐用年数を経過した後においては、
修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも合理的・効果
的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の

方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再支給することができるものとする。

- 3 用具費の支給を受けようとする障害者等が本市への転入者であり、転入前において他市町村から当該用具費の支給を受けている場合は、同一種目について、前 2 項の規定を準用するものとする。
- 4 住宅改修費の再支給は、同一家屋については、行なわないものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により住宅改修の必要が生じた場合において所長が認めたときは、この限りでない。

(業者)

第 11 条 用具を販売することのできる者は、豊橋市入札参加業者又は豊橋市長に豊橋市日常生活用具費代理受領申出書（様式第 7）を提出した業者（以下「業者」という。）とする。ただし、視覚障害者を対象とする用具で取り扱う業者がいない種目及び住宅改修については、この限りでない。

- 2 信義誠実義務に反するなど取扱業者として適当でない業者は除外するものとする。

(支給決定障害者等の負担額)

第 12 条 第 8 条第 1 項の規定により支給の決定を受けた申請者（以下「支給決定障害者等」という。）は、その負担能力に応じて、用具費等の基準額（その額が現に用具費等を超えるときは、当該用具費等とする。）の一割（1 円未満は切り捨てとする。）を負担しなければならない。

- 2 用具費等が用具費等の基準額を超えるときは、当該基準額を超える額は支給決定障害者等が負担するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず支給決定障害者等が負担しなければならない額の月額上限（以下「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200 円

(2) 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に

限る。) が用具費等の支給のあった月 (以下「支給月」という。) の属する年度 (支給月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度) 分の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による市町村民税を課されない者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該支給決定障害者等をいう。) 又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が支給月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 0 円

(負担上限月額の特例)

第 13 条 前条第 3 項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が第 7 条第 1 項に規定する負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類を提出しないときは負担上限額を 37,200 円とする。

(支給決定用具費等の支給)

第 14 条 市長は、支給決定障害者等が業者から用具の販売又は住宅改修を受けたときは、支給決定障害者等に対し、用具費等として当該支給決定障害者等に支給すべき額 (以下「支給決定用具費等」という。) を支給するものとする。ただし、当該支給決定障害者等の委任により業者が当該支給決定障害者等に代わって支給決定用具費等の支給を受ける場合は、次条に規定する代理受領によるものとする。

(代理受領)

第 15 条 支給決定用具費等は、支給決定障害者等の委任があるときは、業者が当該支給決定障害者等に代わり、市長から支払を受けることができるものとする。

2 前項の規定により業者が市長から支払を受けるときは、日常生活用具費支給券に必要事項を記載し、これを請求書及び前項に規定する委任があったことを証する書面に添付して市長に請求しなければならない。ただし、市長が、委任があったことを証する事項を別の書類等で確認することができる場合は、当該書面を省略することができる。

(遵守事項)

第 16 条 支給決定障害者等は、当該用具等を支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 所長は、前項の規定に違反したと認めたときは、当該用具費等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 17 条 点字図書の支給にあたっては、豊橋市点字図書費支給事業実施要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(豊橋市重度障害者日常生活用具給付実施要綱及び豊橋市重度障害児日常生活用具給付実施要綱の廃止)

2 豊橋市重度障害者日常生活用具給付実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日施行）及び豊橋市重度障害児日常生活用具給付実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に用具を支給されているときは、支給された日を別表 1 に定める耐用年数の始期とするものとする。

3 改正前の身体障害者福祉法第 20 条第 3 項及び児童福祉法第 21 条の 6 第 3 項の規定による補装具の製作及び修理の委託に係る契約を市長と締結している補装具製作者は、第 11 条第 1 項に規定する業者でない場合であっても平成 19 年 3 月 31 日までの間は、用具を販売できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。ただし第 11 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の豊橋市障害者等日常生活用具費支給実施要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の豊橋市障害者等日常生活用具費支給実施要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 3 日から施行する。